生駒市立大瀬中学校　いじめ防止基本方針

はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らがいじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1　いじめの問題に関する基本的な考え方

（1）いじめの定義

> 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
>
> 「いじめ防止対策推進法　第２条」より

（2）いじめの認識

- ○　いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- ○　いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るもので、いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることがよくある。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- ○　「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない人権意識を身に着ける。
- ○　校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

2　いじめ防止のための体制

（1）いじめの防止等のための組織〈いじめ対策推進法第 22 条〉【別紙１】

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

いじめ対策委員会の体制
校長・教頭・教務主任・学年主任・生徒指導部員・スクールカウンセラー
※臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

（２）いじめ防止等に係る年間計画　【別紙２】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意しながら年間計画を定める。

３　いじめの問題への取組

（１）未然防止

いじめの問題への取組は、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組に限界があることを理解し、未然防止に取り組む。

（２）早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われる、大人がいじめと判断しにくい形で行われることが多いので、些細な兆候を見逃さずに早い段階からいじめを認知する意識をもつ。

（３）早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

（４）再発防止

いじめは再発しやすいことから早々に解決したと判断せず継続的に観察・指導を行う。

心理的な孤立感・疎外感を与えないようスクールカウンセラー等と連携し、支援する。

４　重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員により早急に調査を行い事態の解決にあたる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

５　その他

開かれた学校をめざし、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。